

ます。これにより、資本金残高は35億1,203万7,236円となるものでございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○竹田陽一委員長 以上で概要の説明が終わりました。

## 令和5年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○竹田陽一委員長 これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

### 平 進介委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 順位1番、議席番号13番、平進介委員。

○13番 平 進介委員 平 進介でございます。よろしく願いいたします。

このたびは2項目について決算総括質疑を行ってまいります。1項目めは、3款民生費の生活保護費に関連し、お聞きをいたします。2項目めは、2款総務費の企画費、地方創生推進交付金事業に関連し、お聞きをしております。

初めに、1、生活保護世帯とエアコンについて、福祉あんしん課長にお聞きをいたします。

今年も猛暑でございましたが、統計的にいうと、昨年のほうが猛暑日が多いというデータがあります。山形市の猛暑日の真夏日を見ると、今年は9月11日現在で、35度以上の猛暑日が3日で、30度以上の真夏日が60日となっております。昨年度は、猛暑日が28日で、真夏日が45日と、この10年間の中では猛暑日が突出して多く

なっているようでございます。本市においても同様の傾向だったのではないかと考えております。

そうした状況下にあった中で、まず、(1)令和5年度のエアコンの設置状況はについて、担当課として把握されておられましたらばお聞かせをいただきたいと思っております。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 令和5年度末の被保護世帯149世帯のうち、施設や入院患者を除いた居宅生活世帯は101世帯で、エアコン設置ありは42世帯、設置なしは49世帯、不明が10世帯となっております。

なお、令和5年度に生活保護費を支給してのエアコンの新規設置はございませんが、社会福祉協議会の生活福祉資金や非課税世帯給付金を活用したエアコンの更新が2件ありました。また、令和5年度末に保護を開始され、令和6年7月にエアコン設置費を支給したケースが1件ございます。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 一般質問でお聞きした件数から見ると、設置の世帯が1世帯多くなったということのようでございます。

次に行きます。(2)のエアコン費用を受給する際の特別な事情についてお聞きをいたします。

さきの一般質問で、エアコンが該当となる場合の特別な事情が5つあるとの答弁でございました。私のメモを見ますと、1つは、生活保護開始時にエアコンがない、2つが、長期入院や入所後の退院、退所時点でエアコンがない、3つ目が、災害でエアコンを失った、4つ目が、転居などして、これまでのエアコンが使えない、5つ目として、犯罪等の被害者等で転居する場合などが該当するというようなことであったと思っております。

その中で、1つ目の生活保護開始時にエアコ

ンがなければ該当するのではないかと思われました。今年の8月末現在で、エアコンのない世帯が48世帯あるということでございますので、こうした方たちは該当しないのかどうかお聞きをいたします。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 まず、委員のご質問にお答えをする前に、若干、生活保護の制度について触れさせていただきたいと思えます。

生活保護制度は、地方自治法により、法定受託事務に定められており、生活保護の事務の実施につきましては、地方自治体の判断ではなく、国が定めた保護の実施要領やその他通知等に基づき、厳正に執行されることとされております。

エアコンの設置につきましては、平成30年から支給の対象になっており、直近では、令和5年6月1日付、厚生労働省社会・援護局保護課から、生活保護者の熱中症対策のために出された事務連絡に基づき取り扱っております。

ただいま委員からありましたエアコンが設置できる5つの特別な事情につきましても、国から通知されているもので、そのほか、1つ目、日頃のケースワークによるエアコン購入意向の確認、2つ目、エアコン購入や電気料金の支払い等に係る家計管理に対する助言、指導、3つ目、熱中症予防に関しての周知などを行うよう、その中で通知をされているところです。

なお、5つの特別な事情について補足させていただきますと、保護開始時にエアコンがないについては、保護開始以降、初めての夏を迎えるまでの期間であれば支給可能、初めての夏を経過した保護世帯については支給対象外となっております。

そのため、以上を踏まえ、ご質問の令和6年8月末で設置していない48世帯については、最近保護が開始された方で設置意向がない世帯と、該当とならない47世帯ということになります。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 分かりました。

次に移ります。(3)の今やエアコンは洗濯機や冷蔵庫と同じ生活必需品ではないかということについてお聞きをいたします。

長井市は盆地で湿度も高く、40度にも迫る地域でございまして、エアコンはぜいたく品ではなく、必需品だと思います。近年の猛暑は扇風機だけではしのげない状況となっております。

今月11日の山形新聞に、吉村美栄子県知事は、7月豪雨に対応する補正予算を内示し、その中で、住宅被害を受けた被災者の生活再建に向け、生活家電の購入経費を支援するとしております。対象家電は、エアコンが上限額10万円、洗濯機、冷蔵庫、テレビが上限額6万円としております。県でも、エアコンは生活家電として必需品と認めているということだと思っております。

このことについて、担当課長としてどのようにお考えかお聞かせをいただきます。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 令和6年3月の内閣府の消費動向調査によれば、ルームエアコンの全国の普及率は89.2%となっております。山形県の最近の統計データはありませんが、委員からありましたように、近年、猛暑が続いていることを考え合わせますと、エアコンの必要性は高いと思っております。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 ちなみにですが、洗濯機、冷蔵庫、テレビなど、この家電製品については、生活保護の扶助の対象となってるかどうか、その辺をお聞かせください。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 後ほどのご質問にもちょっと関わる部分ですが、家具什器費という分類の保護費を支給することができますけれども、そちらの中に、こういった炊事用や冷暖房器具などが入っておりまして、エアコンと同様に支給対象ですが、先ほど委員からありまし

た5つの条件も同様な条件として対象となるものでございます。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 次に移ります。(4)のエアコン購入費用の扶助区分と上限額についてお聞きをいたします。

長井市の場合、生活保護費の内訳として、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、その他の扶助と分かれています。このエアコンの購入費用の部分についてはどの区分に入るのかお聞かせください。

また、エアコンの購入費用として生活保護に該当する場合の上限額は幾らになるのでしょうか。また、自治体によって、この上限額が違ってくるのかどうか、その辺についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 エアコンを含む家具什器費、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、これは炊事用具や食器及び冷暖房器具などが対象になるものですが、扶助の区分は生活扶助になります。

また、エアコンの購入額の上限につきましては、全国一律の基準となっております。エアコンの本体代は6万7,000円、設置に係る費用は実費を支給できることになっております。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 6万7,000円、分かりました。

全国一律で、長井市の場合は生活扶助に入って、上限額が6万7,000円ということですが、これについては、エアコンの購入と、設置費用、こうしたものも含めてということになりますか。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 繰り返しになりますが、エアコンの本体、機械等の金額は6万7,000円、設置に係る費用は別途実費が支給で

きるようになっております。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 分かりました。

次に移ります。(5)の生活保護世帯からの要望はあるのかについてお聞きをいたします。

担当の方たちが生活保護世帯を訪問されておられると思いますが、どの程度の間隔で訪問されておられるのか。また、訪問された際に、エアコンの設置やエアコンを設置した場合には電気代がかさむということも想定される場所でございますが、そうした話や要望などないかどうか、担当課長にお聞きをいたします。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 委員から今、訪問の回数とご要望ということでありましたので、併せてお答えをいたします。

保護世帯の訪問の頻度につきましては、世帯の状況や支援の必要性などにより、ケース分類基準と標準訪問頻度表というもので定めています。例えば新規開始ケース、新しく始まったケースについては、開始後3カ月は毎月訪問、就労指導や健康状態の把握が必要な世帯は2カ月に1回、施設入所者などは年1回など、各ケースの状況により、毎月、2カ月に1回、4カ月に1回、6カ月に1回、年1回の5段階に分けられております。

令和5年度は、訪問予定回数362回に対し、実績は428回、実施率118%でした。

被保護者からの相談や困り事に対しては、可能な限り訪問して聞き取るなど、被保護者に寄り添うよう心がけております。

エアコンの設置につきましても、先ほどから申し上げてくることの繰り返しになりますが、対象者には生活扶助でできること、その他の方については貸付金の利用や、また、ここ2年はコロナや物価高騰による国の給付金が支給されているということから、そのお金の利活用などについて、その都度説明、相談を行っております。

そういった相談の中、委員からありましたように、被保護者の方の中には、電気料金が上がることを懸念して断るケースや、今まで持ってなかったのに、これからは必要ないというような例がいろいろございました。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 生活保護の中に、これもちょっと答弁、一部あったかどうかですが、その冬季加算があって、灯油代や暖房代が加算されるとお聞きしているところでございますが、その辺のところについてもお聞かせいただきたいと思ひますし、また、エアコンを使用した場合の電気代がかさむ、今、課長から答弁あったとおり、電気料金がかさむので断るケースも中にはあるということでございます。そうしたことが設置できない理由の一つかなと思ひますが、電気代について、保護基準ではどうなっているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 冬季加算については、委員からありましたように、一般的に冬場、光熱費が夏場よりかかるということで、夏場よりも高い金額の部分が加算になります、冬季加算と言っております、その金額については、世帯の人数とかによって違いますが、そういった部分での加算がございます。

また、電気代につきましても保護基準のご質問があったわけですが、保護基準につきましては、厚生労働省のほうで、これも世帯の人数別や年齢別で数字が決めておりますが、内訳については、我々、承知しておりません。

保護基準につきましては、通常、5年に一度、見直しをすようになっております。ただ、近年見ますと、この物価高騰の関係もございまして、そのスパンが3年に一度と短くなっており、現在のところ、令和5年10月に改定されたものが、令和6年度までこの基準を適用すようになっておりまして、7年度からはまた新しい基準になる

と聞いておるところです。

そういった見直しの中で、いろんな消費に対する数字を国のほうで調査をしまして、この基準額に反映をしているというものと私は理解してるところです。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 分かりました。

次に、この大項目では最後になりますが、(6)のエアコンがない世帯への対応についてお聞きをしてみたいです。

実際にエアコンがない世帯が相当数あるということでございます。こうした世帯は、先ほども申し上げましたが、もしかしたらエアコンの設置を我慢しておられる可能性があるということをお思ひしております。

そうした状況に対して、福祉事務所長を兼務される課長として、どのように対応されるかということでございますが、先ほど法定受託事務ということがあって、大変厳しいと、担当課長としても判断のところはなかなか少ないとは思ひますが、その辺の認識についてお聞きをいたします。

○竹田陽一委員長 梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 繰り返しの答弁になりますし、今、委員からもありましたように、法定受託事務ということも合わせて考えますと、国の通知に基づいて、基本的には私ども、日頃、保護世帯の方に対応させていただいております。

具体的には、繰り返しになりますが、日頃の訪問や電話などの際に、体調の確認や適切な水分・塩分補給などの熱中症予防のための助言、あとは、そういった生活ぶりから、エアコンの購入に対する意向の確認、私どものほうで扶助できなくても、貸付金などの利用もできますので、そこの中で、費用の心配などがあったときの家計管理に対する助言、指導、様々な角度で健康に影響がなるべくないように、そういった対応は常々させていただいてる、そのように認

識をしてるところです。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 この質疑とは直接関係ないと思うんですが、生活保護世帯とマイナンバーカードの件です。生活保護世帯を訪問したときに、このマイナンバーカードを勧めるという指導、こうした指導も訪問の際の中に別枠で入っているのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員に申し上げます。通告内容と少し離れてるのかと思いますので、ちょっと質問を変えてお願いしたいと思います。

13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 そんなに離れているかどうか、マイナンバーカード、国民全体の件でございまして。今、委員長からそういうふうなお話がありましたので、この質疑については取りやめさせていただきます。

第1項目めでございますが、この生活保護については、法定受託事務ということで、なかなか担当者の思いや生活保護世帯からの要望をかなえることができないという点では、とても大変な業務だと思います。今後も生活保護を受ける方に寄り添って進めていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2のeスポーツと高齢者の健康増進について、総合政策課長にお聞きしてまいります。

このたびの総括質疑の趣旨でございますが、eスポーツの中の、特に高齢者の部分についてお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、(1)のeスポーツは、特に高齢者の健康増進に寄与するののかについてお聞きをいたします。

これまでの議員の一般質問に対して、内谷市長は、eスポーツは健康寿命延伸などの効果も

期待されることから、本市においても積極的に進めたいと考えておりという答弁をされております。eスポーツと高齢者の健康増進について、担当課長としてどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

○竹田陽一委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 eスポーツは、年齢、性別、国籍、障がいなどの垣根を超えたダイバーシティ時代の新スポーツとして、様々な場面で普及が進められております。特に、高齢者にとってのeスポーツは、認知機能や身体機能の改善、また、病気ではないものの、心と体の働きが弱くなる、フレイルの予防にも効果的であるという検証結果が全国的に報告されています。

その効果の理由として、eスポーツは、画面を見ながら音に合わせて手指を動かし操作するという体の複雑な連携が求められることから、脳の活性化や心地よい疲労感による睡眠の質の向上などにつながり、それが健康によい影響を与えるのではないとも言われています。

一昨年から実施しております本市の実証事業においても、認知機能向上などの効果を示すデータが得られておりまして、eスポーツは、健康増進に効果が期待できる取組の一つと捉えているところでございます。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 フレイル予防に効果があるというお話でございました。

次に、(2)の「太鼓の達人」や「グランツーリスモ」のほかに追加する予定はについてお聞きをいたします。

現在、「太鼓の達人」と「グランツーリスモ」の2つがあるようですが、N e s t内の、プロ仕様と言われる機器以外の高齢者が楽しめるものとして、今後、さらに追加する予定などあるのかどうかについて、課長にお聞きをいたします。

○竹田陽一委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 委員から今ご紹介ありましたタイトル、音楽に合わせて太鼓をたたく「太鼓の達人」とレーシングゲームの「グランツーリスモ」は、いずれもなじみの深い全国的にも人気もあるゲームタイトルとして知られております。いずれも幅広い年齢層に初めてでも分かりやすく、eスポーツを体験するきっかけとして適した内容であると考えておまして、そのほかのタイトルを追加する具体的な予定は今のところございませんが、要望なども踏まえ、今後の事業展開に向けた課題の一つとして検討させていただきたいと考えております。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 11月でしたっけか、市内でこの大会を開催するというお話、「太鼓の達人」と「グランツーリスモ」するというようなお話ですけども、この「太鼓の達人」や「グランツーリスモ」、これはN e s tで所有しているものなのか、それとも借用しているものなのかどうか、その辺はいかがですか。

○竹田陽一委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 市では、今年12月に「太鼓の達人」と「グランツーリスモ」で対戦していただく、市内6地区対抗eスポーツ大会の開催を予定しております。その大会に向けた体験ブースの設置や予選会の実施、また、大会当日の運営など、イベントに関連する業務全般を専門的知見を有する株式会社N T T e - S p o r t sに委託して進めているところです。

現在、タスの1階のN e s tと各地区コミュニティセンターに設置している2種類のeスポーツのタイトルにつきましては、こうしたイベント関連業務の一環として調達をさせていただいてるものでございます。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 そうすると、タスの1階のN e s t内のプロ仕様と言われるそのものの以外の今回の「太鼓の達人」と「グランツー

リスモ」については、全部株式会社N T T e - S p o r t sのほうで調達してやっているというようなことになるわけですか。

○竹田陽一委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 今回12月に予定している大会の関連イベント業務の一環として、株式会社N T T e - S p o r t sのほうでその2つのタイトルについては調達しているものになります。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 先ほどもこれから追加する予定など、今のところはないという答弁でしたが、高齢者向けのゲームとして、このほかの何かそういったものがほかにあるのかどうかについてはいかがでしょうか。

○竹田陽一委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 eスポーツには、例えば、プレーヤーが操作キャラクターの視点で打ち合うシューティングゲームですとか、1対1でキャラクターを操作して攻撃し合う格闘対戦型ゲーム、またテニス、ボーリング、ゴルフなど、実際のスポーツを取り入れたゲームのほか、様々なジャンル、種類がございます。eスポーツにおいて、特に高齢者専用として区分されたものはないという認識でおりますけれども、一般的に高齢者向けとしては、現在、市で導入している2つのタイトルのほか、ご自身の経験のある種目を題材にしたスポーツゲームでありますとか、あと落ちてくるブロックを並べて消していく、そういうパズルゲームのようなもの、そういった初心者でも分かりやすく操作しやすいゲームが広く使われていると聞いております。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 次に移ります。(3)のミニデイサービス等で使用する場合は、複数の機材が必要についてお聞きをいたします。各地区のミニデイサービスでゲームをする場合、絶対数、この台数が足りないと思うわけですが、

担当課長としてどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

○竹田陽一委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 先日の一般質問で市長からお答えした内容になりますけれども、改めて私から答弁をさせていただきます。

高齢者等を対象としたeスポーツの取組については、令和4年度からの2年間、国の交付金を活用した健康増進対策の実証事業として、ミニデイの会場などを中心に計6回開催をしまして、延べ150名以上の市民の皆様に参加をいただきました。このような出張型の体験会は、主にeスポーツの効果、検証などを目的として実施したもので、委員のご指摘のとおり、限られた機材や人員の中で、市が全てのミニデイを対象に出張開催することは、現実的に不可能だと考えております。

今後の普及に当たりましては、例えば、JANの職員が常駐しておりますタスの一角にeスポーツコーナーなどを設けまして、そこにミニデイの活動の一環として、福祉バスなどでご来場いただいて、そこでご利用いただく方法であるとか、また、現在も実施しておりますけれども、6地区のコミュニティセンターに一定期間機材を置いて体験いただく方法など、費用負担も含めて持続可能な取組を今後検討する必要があると考えております。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 ぜひ、高齢者も楽しめるような、健康増進対策の一環として、楽しんでいけるようなものにしていただければと思います。

最後の質問になります。(4)の障がいがある人のリハビリとしてのeスポーツについてお聞きをしております。このダイバーシティとインクルージョンを標榜する長井市として、障がいのある人もeスポーツでリハビリなどができればと思いますが、この件についての課長の

見解を伺います。

○竹田陽一委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 ご承知のとおり、eスポーツは今、医療・福祉の分野で大きな注目を集め、様々な研究、取組が進められています。運動機能障害のリハビリテーションに楽しみを加えるため、eスポーツをメニューの一つに取り入れている医療機関の事例や、また、車椅子生活を余儀なくされた方がオンラインでのeスポーツによって社会参加を果たし、生きがいにつながったというような事例が全国的にも紹介されており、eスポーツが障がいのある方のリハビリや社会参加を促す有効な手段となり得ることは、委員ご提案のとおりだと考えております。

eスポーツは、パソコンによりマウス操作だけでできるもの、専用のゲーム機で、専用のコントローラーを用いて行うものなど、その操作方法が多岐にわたることから、障害の分野、程度、状態によって操作可能なゲームタイトルの選択が可能です。一方で、リハビリテーションとしてeスポーツを活用するためには、ゲームタイトルに応じた知識と費用、またリハビリの目的など多様なケースに対応した環境の構築が必要になるという難しい課題もあります。

長井市では、現在、学校法人立教学院、立教大学スポーツウエルネス学部と相互協力等に関する包括的連携協定の締結に向けて調整を進めており、eスポーツの普及、推進、健康づくりに関することについて連携する予定としております。リハビリなどの専門的な分野でeスポーツを効果的に活用するためには、こうした大学などの知見を生かし、また関係機関も交えながら検討する必要があると考えているところです。

○竹田陽一委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 いろいろと今後に向けて考えておられるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

eスポーツを推進している長井市でございますので、若い人も、それから高齢者も一緒に健康増進を図りながら楽しめるeスポーツを推進していただければ大変ありがたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

以上で私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○竹田陽一委員長 ここで、暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○竹田陽一委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

決算総括質疑を続行いたします。

### 内谷邦彦委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 順位2番、議席番号9番、内谷邦彦委員。

9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 政新長井の内谷邦彦です。決算総括質疑をさせていただきます。

最初に、介護保険特別会計について、長寿介護・地域包括支援センター担当課長に質問いたします。

介護保険は、介護が必要な方にその費用を給付してくれる公的な社会保険で、制度の運営主体は全国の市町村と特別区、東京23区、広域連合を設置している場合は広域連合で、保険料と税金で運営されています。

サービスを受けるには、原則1割の自己負担が必要で、ただし、前年度の所得に応じて自己

負担率が2割あるいは3割になります。

保険料の支払いは、40歳になると介護保険に加入が義務づけられ、保険料を支払うことになります。40歳から64歳までの被保険者は、加入している健康保険と一緒に徴収されます。

個別の保険料の決め方は全国健康保険協会、市町村国保、各健康保険組合によって異なります。協会けんぽや職場の健保、共済組合の医療保険に加入している方は、給与に介護保険率を掛けて算出され、事業主がその半分を負担します。

介護保険料率は、健康保険の各保険者、都道府県単位のけんぽ協会、各健康保険組合によって異なります。さらに、医療保険と同じように、被扶養配偶者は納める必要がありません。国民健康保険に加入している方の場合は、所得割と均等割、平等割、資産割の4つを自治体の財政により各自に組み合わせて計算され、介護保険料率も異なります。

所得割は、世帯ごとに被保険者の前年の所得に応じて算出されます。65歳以上の被保険者は、原則として、年金からの天引きで市町村が徴収します。しかし、介護設備の設備状況や要介護者の人数など、自治体によって様々なので、自治体ごとによっては負担が大きくなり過ぎないように、また、低所得者の保険料軽減のために国の調整交付金が使われています。

最初に、介護保険料現年度分特別徴収保険料で収入未済額がマイナス12万4,600円となっており、説明文では還付未済額となっていますが、これは評定額より多く納入されたということなのか、また、このようなことは通常起き得ることで、原因は分かっているのか、決算書では人数は書いてないが、1名分と考えていいのか伺います。

○竹田陽一委員長 渡部和喜子長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括